

「デビットカード取引規定」の新旧対照表

(下線部が変更箇所となります。また、該当箇所のみ抜粋しています。)

変 更 後	変 更 前	改 正 理 由
<p>第2条（利用方法等）</p> <p>1.（略）</p> <p>2.（略）</p> <p>3.（略）</p> <p>4. 次の場合には、カードをデビットカード取引に利用することはできません。</p> <p>（1）1日あたりのカード利用金額が、当金庫が定めた範囲を超える場合</p>	<p>第2条（利用方法等）</p> <p>1.（略）</p> <p>2.（略）</p> <p>3.（略）</p> <p>4. 次の場合には、カードをデビットカード取引に利用することはできません。</p> <p>（1）1日あたりのカード利用金額 <u>（カード規定による預金の払戻金額を含みます。）</u> が、当金庫が定めた範囲を超える場合</p>	<p>内容に一部誤りがあったため。</p>

以 上